

番号	意見・質問	委員名	項目等	御意見・御質問等	事務局の見解
1	質問	坂川特別委員 (東北地方環境事務所)	公園計画(原案)保護規制計画について	<p>庄内海浜について、沿岸部の砂浜部分のみを第3種特別地域とし、その背後の砂丘植生、クロマツ林を第3種特別地域としなかった理由について、ご教授ください。</p> <p>「表7 第3種特別地域内訳表」には、海浜特有の生物の重要性が記述されているにもかかわらず、海浜特有の植物の生育密度が高くない場所を第3種特別地域として指定するとの記述となっています。海浜特有の植物の生育密度がより高いと考えられる内陸部が普通地域となっていることは、自然環境の保護上支障が生じるものと考えられます。</p> <p>また、本県立自然公園の北部に位置する鳥海国定公園においては、庄内海浜についてはクロマツ林も含めて第3種特別地域としています。これは、同じ県が管理する自然公園において地種区分に差が生じていると考えられます。</p>	<p>庄内海浜地域については、砂浜部分、人工的に植栽された草地(砂草地)、クロマツ林で構成されており、各地域の状況を把握するため、山形大学に調査研究を委託し、自然環境の現況調査を行いました。</p> <p>その結果、砂浜部分が最も重要な海浜生態系や野生動植物の重要な生育・生息地となっており、風致の維持を図る必要があることから、当該地域の一部を特別地域に指定するものです。</p> <p>砂草地には、在来種やいくつかの絶滅危惧種は存在しますが、クロマツ林育成と飛砂を抑止のために人工的に植栽された外来種である「オオハマガヤ」(アメリカハマニンニク)が繁茂し、その大部分を優占する状況になっています。</p> <p>このため、こうした状況下にある地域を規制の強化を伴う特別地域にすることは、自然公園制度の趣旨にそぐわないと考えています。</p> <p>クロマツ林については、飛砂防止を目的に造林されてきたものであり、将来に渡り、人の手による維持管理がなされないと植生遷移が進み、カシワ、ミズナラ、エノキなどの広葉樹に置き換わってしまう森林であるため、特別地域として規制することにより、森林施業活動を阻害しかねないことから、特別地域には難しい地域と判断しています。</p> <p>また、本県の最上川河口北部に位置する鳥海国定公園の指定は、昭和38年7月であり、外来種の問題も顕在化していなかったほか、指定当時の時代背景が違っており、同公園と同じ考え方で特別地域を定めることは難しいものと考えています。</p>
1	意見	〃	公園計画(原案)利用施設計画について	<p>「東北自然歩道 鼠ヶ関ルート 2 善宝寺と高館山城のみち」を、利用施設計画(歩道)として追加していただきたい。</p> <p>歩道計画については、公園計画書の1(2)に「既存の歩道を公園計画に位置付ける」とされています。</p> <p>また、本県立自然公園内に存在する、他の東北自然歩道2路線については、利用施設計画として位置づけることとなっています。「東北自然歩道 鼠ヶ関ルート 2 善宝寺と高館山城のみち」についても、既存の歩道であり、他の東北自然歩道同様に利用施設計画に位置付けられる必要があると考えられます。</p>	<p>当該歩道の利用施設計画への位置づけを検討しましたが、土地所有者との調整が難しいため、計画への位置付けを見送ったところです。</p>
2	意見	〃	公園計画(原案)利用施設計画について	<p>沿岸部の海水浴場(十里塚、宮海、浜中、湯野浜等)を、利用施設計画(水泳場、園地等)として追加していただきたい。</p> <p>意見1ともかかわることですが、本県立自然公園の公園計画は利用施設計画が全体的に少ないものとなっています。自然公園は自然環境の保護と、その適切な利用を推進するものであり、利用施設は公園事業として自然環境の保護と利用の両面から適切に管理していくものとなっています。特に、本県立自然公園は、指定書の2(1)ア(ア)に「庄内海浜県立自然公園の区域は、海浜、海岸を中心とする地域に加え、飛地としての金峰山地域を含んでおり」とされ、同時に、公園名が「庄内海浜」であることから、海浜及び海岸景観を中心とした公園であると考えられるにもかかわらず、海岸部に利用施設計画が存在しないことは、公園の中心である海岸部において適切な利用が推進される計画となっているとは言いにくいものと考えられます。</p> <p>本県立自然公園の沿岸部には、多くの海水浴場があり、そのことは指定書の2(1)オ、指定書の2(2)、公園計画書1(2)にも記載されています。また、公園計画書1(2)には「本公園の利用形態は、海浜地域の海水浴(中略)などを主体としたレクリエーション利用が行われてきている」と記載されていて、海水浴は本公園の主たる利用形態であるとされています。</p> <p>既存の海水浴場が存在しており、これら海水浴場施設を自然公園の管理者として適切に管理することで、自然環境への負荷を軽減するとともに、適切な利用を推進するためにも、海水浴場については水泳場、園地等の利用施設計画に位置付けられる必要があると考えられます。</p>	<p>当該公園は、公園計画(利用施設計画)を策定してこなかったため、これに基づく利用施設の計画的な整備や配置等は行われてきておりません。</p> <p>このため、関係市、民間事業者、観光団体等が自主的な観光施設や海水浴場の整備等を行ってきており、海水浴場については、関係市、観光協会等が維持管理を行っているところです。</p> <p>既存の海水浴場の利用施設計画への位置づけも検討しましたが、既存の施設を計画に位置づける場合、新たに山形県立自然公園条例に基づく公園事業の決定や公園事業の執行認可(協議)という申請手続き等が発生するため、既存の事業者や管理者への負担増につながります。こうした点も含めて関係市と事前協議しましたが、利用施設計画に位置づけず、現行の仕組みで維持管理することで整理しております。</p> <p>また、本県では、これまで海浜地域の風景を維持するため関係市に委託し、海浜清掃活動を実施していることとあり、利用施設計画に位置づけなくとも、これまでどおり重要な利用施設であることに変わりはありませんので御理解願います。</p>